

令和6年3月 22 日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高 井 康 之  
(公印省略)

### 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成等にかかる周知について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府より標記について通知がありました。令和6年4月1日より、指定難病の診断基準等のアップデートに伴い、臨床調査個人票の様式改正が行われるほか、指定難病に3つの疾病が追加され、既存の5つの疾病の名称が変更されます。

現在、厚生労働省のホームページにおいて新様式、新基準等が掲載されておりますのでご確認ください。なお、新しい診断基準等及び臨床調査個人票については、令和6年4月1日(申請分)から適用となることから、原則、**令和6年3月中は「改正前様式の臨床調査個人票での発行」**をお願いいたします。

また、データベースのオンライン化の促進や臨床調査個人票・医療意見書の記載等についても併せて下記の通りご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

### 記

■難病・小慢データベースへの臨床調査個人票等のオンライン登録のためのID・パスワード発行の申請を受付中です。指定難病の臨床調査個人票については令和6年4月より登録が可能となります。(小慢の医療意見書は現在も登録可能です。)詳細については各自治体のHPでご確認ください。

■指定難病及び小児慢性の医療機関オンライン化支援事業(上記のDBに接続するためのPC購入等経費補助)は令和6年度も実施予定です。本事業の条件や意向調査の内容など、詳細については各自治体のHPでご確認ください。

■その他「臨床調査個人票」「医療意見書」の記載時のお願いです。  
昨年10月からの臨床調査個人票等の様式変更(診断年月日など)に伴い、医師照会の件数が増加しております。以下の照会例を参考に、円滑な認定手続きへのご協力をお願いします。

・臨床調査個人票、医療意見書に記載する診断年月日とは、下記の通りであり、臨床調査個人票、医療意見書の記載内容を診断した日となります。

難病:「指定難病の診断基準を満たし、かつ、重症度分類を満たしていると総合的に判断した日」

小慢:「当該疾病と診断し、かつ、当該疾病が原因で疾病の状態の程度を満たすと総合的に判断した日」

**※臨床診断をした日ではございませんので、ご注意ください。**

・臨床調査個人票(難病)における重症度分類は、直近6か月間で最も悪い状態を記載するため、臨床調査個人票に記載する診断年月日も直近6か月以内の日となりますので、ご注意ください。

#### <問合せ先>

●**大阪府** 健康医療部 保健医療室 地域保健課 難病認定グループ(内田、黒岡)  
TEL:06-6944-6397(直通)

●**大阪市** 健康局 大阪市保健所 管理課 保健事業グループ  
指定難病(渡邊)TEL:06-6647-0923 小児慢性(田中)TEL:06-6647-0650

●**堺市** 健康福祉局 堺市保健所 保健医療課 指定難病係(小栗、上村)  
TEL:072-228-7582(直通)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・竹島・竹村)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22